

悠々



for HEBEL MAISON OWNERS



平成23年度 税制改正は どうなったのか？



積み残して
平成24年度へ??

所得税・住民税の改正
相続税・贈与税の改正

昨年
6月、12月に
一部成立

法人税の改正
租税特別措置法の延長

平成23年度税制改正大綱

平成23年度税制改正内容の多くは、積み残して次年度以降へ

まず初めに触れておきたいのは、昨年の3月11日、あの東日本大震災に見舞われたことによって、各方面に様々な影響が及ぼされているということです。税制の改正もこれによって極めて異例の展開にならざるを得ませんでした。

ただ、異例の展開になった要因は大震災だけではないと言って良いでしょう。

平成23年度税制改正大綱こそ前年の12月に公表されたものの、そもそも平成23年3月初頭には、「与野党のねじれ状態」によって法案通過の見通しが立たず、年度越えもやむなしとの声もありました。そして、東日本大震災後には、ご記憶のように大混乱になり、改正法などに手をつけられない状態になりました。その結果、年度末には確実に延長等の措置を講じなければならない法案を「つなぎ法案」として先延ばししなければならなかったわけです。

さらに、その延長期間が切れる6月、即刻手当てしなければならぬ法案だけを再整理してようやく可決。12月になって、復興財源確保に所得税や住民税の上乗せ法案を成立させたり、いつの間にか定率法の減価償却率が引き下げられたりといった、与野党に異論の余地が少ない法案のみが成立していったのです。

結局、この年の税制改正の目玉ともいえる相続税・贈与税等は手つかずのまま継続審議となったのです。

「何といっても、この年の改正の中では相続

COLUMN

年末に改正されていた?
「減価償却制度」の改正点

定率法で減価償却を行う場合、その償却率は「定額法の償却率の2.5倍」ということになっていました。これが昨年12月の改正で「2.0倍」に改められました。

そもそも2.5倍制度は、平成19年度の税制改正で定められたもので、このとき、償却資産の全額償却が可能になると同時に「定率法で償却するときの償却率は定額法の2.5倍」とすることが決まりました。

この時点では、企業の設備投資を促進するため、諸外国の償却制度をにらんだ結果とされていますが、それが一転、今度は強化に方向転換されました。

これは、法人税率の引き下げによる税収減の理め合わせの措置と見ることができ、そのことは平成23年度の税制改正大綱にも触れられています。

注意したいのは、これは所得税にも影響するので、個人事業主にとっては、償却率が減った分が増税ともいえます。

ただ、この改正法が適用されるのは「平成24年4月1日以降に取得する減価償却資産」となっています。また、事業年度がこの日をはさんでいるときは、事業年度末日までに取得した減価償却資産は改正前の償却率が適用できることになっています。ご注意ください。

耐用年数	定額法償却率	定率法償却率【改正前】	定率法償却率【改正後】
4年	0.250	0.625	0.500
6年	0.167	0.417	0.333
10年	0.100	0.250	0.200
15年	0.067	0.167	0.133

※改定償却率、保証率は除く

平成23年度税制改正大綱の主な項目とその後

	項目	
法人税	法人税率の引き下げ	法人実効税率5%引き下げとして、11/30に成立
	雇用促進税制の創設	6/22に成立
	欠損金の繰越控除期間の延長	平成24年度以降に積み残し
所得税・住民税	給与所得控除の上限設定	平成24年度以降に積み残し
	退職金の1/2課税の見直し	
	株式の軽減税率の延長	
	成年扶養控除の見直し	
相続税・贈与税	相続税基礎控除の縮小	平成24年度以降に積み残し
	最高税率の引き上げ	
	生命保険金の非課税枠の縮小	
	相続時精算課税の拡大	
	租税特別措置法の延長等	いわゆる『つなぎ法案』として6月まで延期され、6月に成立

税の増税が一番の重要事項でしょう。これは、次年度つまり平成24年度の改正には盛り込まれず、社会保障・税一体改革大綱の中に出てくるのですが、施行が平成27年になっています。オーナーの皆さまにとっては課税が強化されないに越したことはありませんが、本気で財政を考えているなら、果たしてこんな先に伸ばして大丈夫なのか?という感じもあります(落合税理士)

ただ、一つ言えることは、相続税増税は先送りされたものの「増税強化!」をいったんは示したことで、どうやら、多くの国民の心の中に「相続税見直しやむなし」の気運が植えつけられたように思われます。実際、平成23年度の税制改正大綱が発表された平成22年の12月には、マスコミも随分と注意を促す報道をしたものです。

平成24年度の税制改正と 税一体改革 の実態

大増税
時代が…



相続税は？
所得税は？



消費税
UP!?

相続税・消費税の改正は、 「社会保障・税一体改革大綱」に持ち越し

早いもので、あの3月11日からもう1年が過ぎました。

まだ瓦礫の行き先も決まらず、放射性物質の除染や保管先という課題もほとんど手つかずのまま。何はさておき、後継な施策・行動を政府に期待するところで。

そんな中、平成24年度の税制改正大綱が昨年12月初旬に発表されました。

しかし、重要な見直しはほとんどありませんでした。国会のねじれ状態は去年と全く変わりませんから、端的に言えば「合意を得やすいものに焦点を絞って出してきた」ともいえます。

ほとんど見直しがないうちで、ひとまず心に留めておくべき項目を挙げれば、「少額減価償却資産の特例の延長」「エコカー減税の再開」「マイホーム買換え特例の延長」「住宅資金贈与の特例の延長」「相続時精算課税制度の特例の延長」などでしょう。これらはいち早く使えば節税になります（左表参照）。

ただ、その一方に増税策もあって、「給与所得控除の上限設定」「退職金の2分の1課税の廃止」などがそれに当たります。

賃貸住宅経営にとって直接的な関係は少ないのですが、租税特別措置法には縮減や廃止が少なからず見られました。また、「環境税」として「地球温暖化対策のための税」の導入が前回に引き続き今回の大綱にも盛り込まれており、これを導入すれば石油製品はさらに上がることになるでしょう。

「平成24年度の大綱は、かつて自民党の改正大綱にも同じようなことが書かれていたことからすれば、さほど問題なく通るのではないでしょうか。

無理やり長引かせれば国民に迷惑がかかることになってしまいます。例えばマイホームの贈与でだっけ早く決めて通さないと困る人が出てくる。経済活動に支障が出ては元も子もありませんから。ただ、一つ気になるのが、その後の「社会保障・税一体改革大綱」で名前を変えたマイナンバー法ですね。これがどうなるか…（落合税理士）

マイナンバー法とは、例の「納税者番号制度」。国民一人ひとりに番号をふって、税も社会保障制度も効率的かつ合理的に一元管理できるようにするということです。

2014年の秋には個人と企業に番号が割りふられ、2015年1月から利用が開始される案になっています。

「私はむしろこっちの方が重要で注目しておくべきだと思います。何度も立ち消えになってきましたが、民主党がやりたいたと言い、自民党はもとも導入の方でしてたから、今回は協議が進むのではないのでしょうか。基本的に課税漏れを防ぐ目的のため、これで国の税収が増える効果があるでしょう。もともとちゃんと税金を払っている人にとっては、むしろ歓迎すべいかも知れません。役所にしては納税漏れがないかを調べる作業が非常に大きいウエイトを占めています。システ

平成24年度税制改正大綱の主な項目とその内容

区分	項目	増税 減税	内容	時期
法人税	少額減価償却資産の損金算入の延長	減税	資本金1億円以下の会社は、1点30万円未満の減価償却資産について損金(経費)となる規定を2年延長。1期300万円の上限も変わらず	平成24年4月1日～平成26年3月31日
	中小企業投資促進税制の延長	減税	1台160万円以上の機械、1期合計70万円以上のソフト等、30%の特別償却が7%の税額控除(資本金3000万円以下に限る)ができる規定を2年延長	
	交際費の損金算入の延長	減税	資本金1億円以下の会社は、1期600万円まで交際費の90%が損金となる規定を2年延長	平成24年4月1日～平成26年3月31日
	研究開発税制の延長	減税	試験研究費の税額控除について、増加額の5%と売上高の10%を超える額とを選択できる上乗せ制度を2年延長(法人税額×10%が上限)	に始まる期
所得税・住民税	給与所得控除の上限設定	増税	年収1500万円超は一律245万円に縮小(現状は年収1000万円超の部分は5%控除)	(所得税)平成25年～(住民税)平成26年～
	特定支出控除の拡大	減税	特定支出の額が給与所得控除の1/2を超える場合、超える金額を控除できる制度について、対象が①弁護士、税理士など資格取得費、②図書費、衣服費、交際費(いずれも職務関連に限る)と拡大	
	退職金の1/2課税の廃止	増税	勤続5年以下の役員については、退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1とする措置を廃止	平成25年～
	マイホームの譲渡の特例の延長	減税	(1)買換え特例は譲渡価額を1.5億円(現状2億円)に引き下げて2年延長 (2)譲渡損失を3年繰り越す以下2つの特例も2年延長 ①買換え資産を借入で購入することが条件の特例 ②譲渡資産に借入の残高があることが条件の特例	平成24年4月1日～平成25年12月31日
	事業用資産の買換え特例の延長	減税	10年超所有の土地、建物から、国内の土地、建物への買換え特例(80%課税繰延べ)は、買換え資産の土地の面積300㎡以上として3年延長(法人税も同様)	平成24年1月1日～平成26年12月31日
	相続税・贈与税	住宅取得資金の贈与の特例の延長	減税	12年の贈与・・・1000万円 (省エネ・前震住宅は1500万円) 13年の贈与・・・700万円(同1200万円) 14年の贈与・・・500万円(同1000万円)
相続時精算課税の特例の延長		減税	2500万円の特別控除が適用できる精算課税のうち、親の年齢制限がない住宅取得資金(通常は親の年齢65歳以上)については3年延長	

ムがちやんと動けば、税務担当の人手を減らすことにつながるので人件費も圧縮できます(落合税理士)

さて、「社会保障・税一体改革」の詳しい内容を続けましょう。

今年2月に、大綱が提示され、3月末に国会に提出されました。

ただ、どうやら政権党である民主党内部に

も反対意見があり、野党の方にも異論があり、実際問題、この法案が成立するのかがどうか、現時点では皆目見当がつかないのが正直なところ。皆さまが本稿に目を通されるのは4月、それまでに大どんでん返しがないとも限りません。

この一体改革、突き詰めて言えば「消費税の増税&年金制度の見直し」です。

ただ、「消費税」に大きく焦点が当たっていませんが、平成23年度税制改正で先送りされた「相続税増税」「所得税増税」も改めて盛り込まれ、増税路線であるのは間違いありません。それなのに年金制度の方は内容がいまいで、その不均衡さも野党が反発する大きな要素になっています。

これからどうする？ ヘーベルメゾンオーナーが 取るべき 道は？



改正内容を把握して、改めて相続対策を見直す

ここからは、前ページで述べた、増税路線である一体改革が現実のものとなったとき、オーナーの皆さまはどのような心構えであるべきか、それを落合税理士(以下、敬称略)にアドバイスをいただきます。

まず消費増税の増税、これについてはどのようにお考えになりますか？

落合「これは現在の歳入・歳出の状態、そして国の借金の状態からすれば、やむを得ないかもしれません。ただ、ちょっと質問からはずれますが、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%と2段階でアップすると、経理などが混乱するのでは？という懸念があります。値札とか伝票類も全て2回やり直しますのは大変ですし、会計ソフトも2度バージョンアップしなければなりませんね(笑)。10%に引き上げるのが10月というのも中途半端ですし。」

相続税の増税の方はどうですか？

落合「相続は突発的に起きるものですから、急に相談に来られるお客様の中には、既に増税になっていると勘違いしている方もおられます。そうした経験からすると、先にも申し上げたように全体的に、やむを得ないというムードが醸成されつつあるのかな、と思います。」

私の事務所がある世田谷区では、亡くなった人のうち相続税の納税対象の比率がおおむね15%になっていますが、改正されればもっと上がるでしょう。30%くらいになるかも思えません。なにしろ所有する不動産の価額が

5000万円近くになる人は課税対象になる可能性があるので。そういう意味では、課税される分を何とか減らそうと考える人が増えるかもしれませんね。

ではどうするかですが、一つは生前贈与を活用していくことです。無税となる年間110万円の贈与は生きているので、これも活用すべきです。また、多くの土地を所有している方は相続税のための納税用土地をきちんと準備しておくのも良いかもしれません。もう一棟建てようという場合は早めがお勧めです。遅れば消費増税アップが結構響いてきますから。

また、法人税のみ減税という状況なので、所得が多い方、広い土地を所有している方は、法人化を検討するのが有効です。預金を不動産に変える↓不動産所有者を会社に变えるという流れです。猶予期間が3年ありますから、じっくり検討して対策を立てるのが良いでしょう。」

相続時精算課税制度について留意点を教えてください。

落合「この制度を既に活用している方にとつて、この先、基礎控除が少なくなったり、税率が上がったりすると、不利益をこうむる場合が出てくるケースがあるでしょう。現実問題としてこれも判断が非常に微妙なケースが増えると思います。」

これまで伺ったこと以外に、相続に関して心構えしておくことはありますか？
落合「そうですね。なにしろ以前の節税対策

「社会保障・税一体改革大綱」の主な項目とその内容

区分	項目	増税 減税	内容	時期
消費税	消費税率の引き上げ	増税	・ 現行税率5%→8%に ・ 現行税率8%→10%に	平成26年4月～ 平成27年10月～
所得税	最高税率区分の新設	増税	課税所得5000万円超で45%の税率	平成27年1月～
相続税・贈与税	相続税基礎控除の縮小	増税	現行5000万円+ (1000万円×相続人の数)→ 3000万円+ (600万円×相続人の数)へ縮小	平成27年1月～
	最高税率の引き上げ	増税	現行3億円超で50%の最高税率→ 課税対象資産6億円超には税率55%へ	
	生命保険金の非課税枠の縮小	増税	「500万円×法定相続人」の非課税枠→ 未成年者、障害者、または相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限定	
	20歳以上の子、孫への贈与	減税 増税	300万円を超える贈与の税率構造を緩和。 但し、最高税率が4,500万円超で50%から55%に	
	上記以外の贈与税の拡大	減税 増税	1,000万円を超える贈与の税率構造を緩和。 但し、最高税率が3,000万円超で50%から55%に	
	相続時精算課税制度の適用要件の見直し	減税	受贈者の範囲に、20歳以上の孫(現行:推定相続人のみ)を追加。 贈与者の年齢要件を、60歳以上(現行:65歳以上)に引き下げ	
	未成年者および障害者控除の引き上げ	増税	・ 未成年者控除→ 20歳まで1年につき10万円(現行6万円) ・ 障害者控除→ 85歳まで1年につき10万円(現行6万円) ・ 特別障害者控除→ 85歳まで1年につき20万円(現行12万円)	

■ 落合税理士に聞く ■
相続税増税への対処方法は?

- ① 改正後の税法で相続税を再計算
- ② 生前贈与の有効活用
・ 110万円控除の活用
- ③ 納税の準備
・ 納税資金の確保、納税用土地の準備など
- ④ 遺言書など分割方法の準備
- ⑤ 広い土地を所有している方は、法人化を検討
- ⑥ 土地活用の計画がある方は、消費税アップ前に着手
- ⑦ 専門家へ相談

が通用しなくなつて、小規模宅地の評価減の一部改正など、残る節税対策にも次々に規制がかかつてきているのが実態です。
そういう状況からすると、いざという時にトラブルを引き起こさないで済む事前の対策が大切だと思います。税金を払う方法をあらかじめ考えておく。とか、相続人ごとに引き継ぐ財産を遺言書にきちんと書いておく。というように準備しておく。相続のトラブルは必ずしも、財産が大きいいから起きる。というものでもありません。むしろ少ない財産のときに発生することがよくあります。個人へ

の課税が一段と強化されるのがほぼ間違いのない現況においては、遺言書の重要性がますます高まっています。
それから、相続税の改正が目前に迫っているのですから、まずは自身の資産の相続税を改正後の法律に基づいて再計算してみること。そして、税制も複雑になってきますので、ぜひ専門家に相談することですね。
— ありがとうございました。

落合会計事務所

〒 158-0097 世田谷区用賀 2-14-11 ブリュンヒルデ 4 階
Tel 03-5716-6528 Fax 03-5716-6529
http://www.ochiaikaikai.com